

【2018年11月7日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／第98－2号 ■

---

---

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

今回の厚労省人事労務マガジンは記事が多いため、2回に分けてお送りしています。

---

目次

---

【トピックス】

8. 11月は「人材開発促進月間」です
9. 「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！（参加無料）  
～12月13日に東京で開催～
10. 「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」の活用を検討してみませんか？
11. 「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）  
～好評につき追加開催が決定！～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です  
～労働保険未加入の事業主の皆さま、早急に加入の手続を～
  - ◆ 「平成30年度能力開発基本調査」にご協力をお願いします
  - ◆ ジョブ・カード講習は平成30年度で終了します
  - ◆ 広報誌『厚生労働』11月号発売中！
  - ◆ 現在の雇用失業情勢
- 

【トピックス8】11月は「人材開発促進月間」です

---

厚生労働省では、職業能力の開発・向上や技能の振興を目指し、11月を「人材開発促進月間」に、そして、11月10日を「技能の日」（※）と定めています。

この期間中は、国と都道府県などで、全国の卓越した技能を持つ技能者を表彰する「卓越した技能者（現代の名工）」の表彰などの催しを行うほか、事業主の皆さま

まのニーズに合わせた各種人材育成支援施策の積極的な周知・広報を行います。

また、人材育成に取り組む皆さまを支援するため、企業や従業員の生産性の向上につながる、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際に、ぜひご活用ください。

※昭和 45 年、アジアで初めて「技能五輪国際大会」が、日本で開催されました。これを記念して、開会式が行われた 11 月 10 日を「技能の日」に、そして、11 月を「人材開発促進月間」（昨年度までは「職業能力開発促進月間」）と定めています。

#### 【人材開発促進月間の主な催し】

国と都道府県が実施する月間中の催しはホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02037.html)

#### 【人材育成支援策のご紹介】

人材育成に取り組む事業主を対象に、リーフレット「『人材育成支援策』のご案内」をご用意しています。ぜひご覧いただき、自社のニーズにあった支援策の活用をご検討ください。リーフレットは、下記のホームページからダウンロードをするか、お近くの労働局・ハローワークでお受け取りください。

#### ■「人材開発支援策」のご案内（人材育成支援策リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/top.pdf>

#### 【人材育成支援策の詳細はこちら】

##### ■人材育成の基盤を整備したい

##### ・キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティング（労働者の職業生活設計や能力開発などに関する相談に応じ、助言・指導を行うこと）を活用することで、社員の就労意欲・能力開発の意欲向上や若手社員の定着促進などに結びつくことが期待できます。なお、キャリアコンサルティングを行う専門家であるキャリアコンサルタントは、平成 28 年 4 月から国家資格になっています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/career\\_consulting/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/career_consulting/index.html)

##### ・ジョブ・カード制度

ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」と「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な活用などのため、採用活動や職業能力開発などの各場面で活用されます。

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>

#### ■従業員を育成したい

- ・従業員育成費用の助成を受けたい人材開発支援助成金

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

- ・従業員の訓練をできる場の提供や人材の派遣

[訓練の場を提供] 生産性向上人材育成支援センター

<http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/index.html>

[訓練の場を提供] 認定職業訓練

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/training\\_employer/nintei/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/training_employer/nintei/index.html)

[講師を派遣] ものづくりマイスター制度

ものづくりに関して優れた技能、経験を持つ方を「ものづくりマイスター」として認定・登録しています。登録されたマイスターは、技能検定の実技課題などを活用して、中小企業や工業高校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行っています。

<https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/>

#### ■従業員の自発的な学び直しを支援したい

(自己負担により学び直しを希望する従業員に支援制度を紹介したい)

- ・教育訓練給付制度（一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

---

【トピックス9】「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」の参加者募集中！

(参加無料) ~12月13日に東京で開催~

---

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、人生 100 年時代の継続雇用・定年延長を考える「生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム」を、12 月 13 日（木）

に東京で開催します。【事前申込制・参加無料】

「人生 100 年時代構想会議」が今年 6 月に取りまとめた「人づくり革命基本構想」では、人生 100 年時代を見据え、65 歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備を進めていくこととされ、高年齢者雇用のあり方が注目されています。

このシンポジウムでは、継続雇用・定年延長を主なテーマとし、学識経験者の講演、当機構の調査報告、企業事例発表、パネルディスカッションを通じて継続雇用・定年延長について皆さまとともに考えます。多くのご参加をお待ちしています。

#### 【開催概要】

- ・日時：12 月 13 日（木）13：00～16：00
- ・会場：日本橋三井ホール（東京都中央区日本橋 2-2-1 COREDO 室町 1 5 階）  
※東京メトロ「三越前」駅直結
- ・申込：当機構東京支部のホームページをご確認ください。  
※ホームページ内の「都内施設の注目情報」をご確認ください。  
<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/tokyo/index.html>

---

#### 【トピックス 10】「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」の活用を検討してみませんか？

---

今年の 4 月 1 日、「人事評価改善等助成金」は、「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」に統合しました。

この助成金は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を同時に整備することを通じて、生産性の向上や賃金アップ、離職率の低下に取り組む事業主に対して助成する制度です。人材不足の解消を目指す事業主の皆さま、助成金の活用についてご検討ください。

#### 【助成額】

■制度整備助成：50 万円

- ・人事評価制度等整備計画（制度の整備と賃金アップなど）の作成・提出  
→認定

- ・人事評価制度等の整備・実施（認定を受けた計画に沿った、新たな人事評価制度等に基づいて賃金アップの実施）

■目標達成助成：80万円

- ・賃金の増加、離職率の低下、生産性の向上 ほか

※上記のほかにもいくつかの要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局やハローワークにお問い合わせください。

【要件などの詳細はこちら】

厚生労働省ホームページ「人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313.html>

【お問い合わせ先】

都道府県労働局職業安定部雇用対策課

※事業所を管轄する労働局にご連絡ください

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

---

【トピックス 11】「労働契約等解説セミナー2018」の参加者募集中！（参加無料）  
～好評につき追加開催が決定！～

---

労働者や事業主、人事労務担当者などを対象に、今年の8月から全国で開催してきた「労働契約等解説セミナー2018」ですが、大変ご好評いただいたため、追加開催を決定しました。現在、参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令上の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に関する基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

セミナーはどなたでも参加できるので、ご関心をお持ちの方は、ぜひお申し込みください。

■開催地域・回数、定員

開催地域：全国（開催地は、ホームページをご覧ください）

開催回数：141回（既存開催数）＋78回程度（追加開催数）

定員： 60～300人程度（各回先着順）

※その他、中小・小規模企業向け、労働者向けのセミナーへの講師派遣も受け付けています！詳しい内容は、下記ホームページからご確認ください。

【お申込みなど詳細はこちら】

（株）東京リーガルマインド

<http://partner.lec-jp.com/ti/working-time/>

【お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー」事務局

株式会社 東京リーガルマインド（委託先）

電話：03（5913）6085 ※受付時間 平日9:00～18:00

---

【厚生労働省からのお知らせ】

---

▽▼ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

～労働保険未加入の事業主の皆さま、早急に加入の手続きを～ ▲△

「労働保険」は、労働者が工作中または通勤中にけがなどをした場合に必要な保険給付を行う「労災保険（労働者災害補償保険）」と、労働者が失業などをした場合に必要な給付を行う「雇用保険」の総称です。この労働保険は、労働者を一人でも雇っていれば、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

「労働保険適用促進強化期間」中は、労働者を雇っているにもかかわらず、労働保険の加入手続きを行っていない事業主に対して、労働保険への加入手続きを促すために、この制度の周知を新聞やインターネットを通じて行います。また、関係団体や各行政機関との連携強化などによって、労働保険への加入促進活動を集中的に行います。

労働保険は、政府が運営する強制保険のため、加入手続きを怠っていると保険料がさかのぼって徴収されるほか、追徴金が課されることがあります。まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主の方は、会社の所在地を管轄する都道府県労働局や労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）へご連絡の上、早急に加入のお手続きをお願いします。

**【加入手続に関する詳細はこちら】**

都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）所在地一覧  
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

また、中小事業主には、労働保険の各種手続や労働保険料の納付に関する事務処理を委託することができる「労働保険事務組合制度」もあります。こちらもぜひご利用ください。

**【労働保険の事務処理委託に関する詳細はこちら】**

労働保険事務組合制度

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/roudouhoken01/kumiai-seido.html)

---

▽▼ 「平成 30 年度能力開発基本調査」にご協力をお願いします ▲△

この調査は、日本の企業・事業所や従業員の能力開発の実態を明らかにし、人材開発行政に役立てることを目的に、10月上旬から実施しています。調査結果は、平成31年3月頃に公表されるほか、「第10次職業能力開発基本計画」や白書などに活用されます。

調査対象として選ばれた企業や事業所、従業員の方には、それぞれの調査開始日以降、順次調査票を配付しますので、ご協力をお願いします。

**【調査日程】**

1. 企業調査：10月1日～12月12日まで
2. 事業所調査：10月1日～12月12日まで
3. 個人調査：10月1日～12月26日まで

※ 調査対象は、無作為抽出によって選定しています。

なお、オンラインでの回答は、下記のページからできます。

<https://sjc.post-survey.com/nouryoku30/>

※回答時間：約10～15分

**【調査に関する詳細はこちら】**

「平成 30 年度能力開発基本調査」の実施について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatu/chousa/h30/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatu/chousa/h30/index_00002.html)

**【お問い合わせ先】**

能力開発基本調査事務局（委託先 一般社団法人新情報センター）

電話： 0120（100）900（フリーダイヤル） ※受付時間 平日 9:00～～18:00

E-mail： [nouryoku29@sjc.or.jp](mailto:nouryoku29@sjc.or.jp)

---

▽▼ ジョブ・カード講習は平成 30 年度で終了します ▲△

ジョブ・カード制度では、ジョブ・カードの作成支援を行うことができるのは、「職業能力開発促進法第 30 条の 3」に基づくキャリアコンサルタントまたはジョブ・カード作成アドバイザー（※）です。

「ジョブ・カード作成アドバイザー」を養成するための「ジョブ・カード講習」は、平成 30 年度で終了となりますので、今後「ジョブ・カード作成アドバイザー」としてジョブ・カードの作成支援を行う予定のある方は、ジョブ・カード講習ホームページをご確認の上、平成 30 年度中にジョブ・カード講習を受講いただくようお願いいたします。

※学生に対する支援の場合は教員も作成支援が可能

**【平成 30 年度中にジョブ・カード講習を受講した場合の有効期間】**

■初回登録の方、有効期限切れの方

新規講習受講 →有効期間：平成 34 年度末まで

■すでに登録されている方（有効期限内の方）

更新講習受講 →有効期間：平成 35 年度末まで

**【集合型講習、オンライン講習の申込みなどはこちら】**

ジョブ・カード講習ホームページ

<https://www.job-card.jp/>

**【ジョブ・カード講習終了のお知らせ】**

▽▼ 広報誌『厚生労働』11月号発売中！ ▲△

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」は、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。11月号の特集は、「みんなで防ごう！望まない受動喫煙」と「ねんきんネット活用術」の2つのテーマを取り上げています。

■特集1

「みんなで防ごう！望まない受動喫煙」

今年の7月18日に受動喫煙対策の強化を盛り込んだ「健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）」が可決・成立しました。

たばこを吸わない人・吸う人もそれぞれが尊重し合う社会の実現に向けて、法改正によって、各施設での喫煙・禁煙のルールがどう変わるのか、どう対策すればよいかを紹介しています。

■特集2

「ねんきんネット活用術」

人生100年時代と呼ばれるなか、老後の資産形成が重要視されています。

安心して老後を迎えるためには、いつまで働き続ければいいのか、また、いつから年金を受給するのかなどを把握した上で、ライフスタイル別に検討を行い、計画を立てていくことが重要です。そのため、今号では、インターネットを通じてご自身の年金情報を確認できる「ねんきんネット」の便利な使い方や機能を紹介しています。皆さま、ぜひ「ねんきんネット」をご活用ください。

・「ねんきんネット」

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/index.html](https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html)

また、「未来を拓く働き方」では、介護と仕事を両立するための職場づくりに力を入れている「株式会社白川プロ」の取り組みを紹介しています。

このほか、「技能五輪国際大会」の招致や「過労死等防止啓発月間」のイベント案内、各種統計調査のお知らせなど、人事労務ご担当者さまにご覧いただきたい情報を掲載しています。

【詳細はこちら】

広報誌「厚生労働」

[http://www.mhlw.go.jp/houdou\\_kouhou/kouhou\\_shuppan/magazine/about.html](http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/about.html)

---

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

10月30日に公表された、9月の完全失業率は、2.3%と前月より0.1ポイントの低下、有効求人倍率は1.64倍と前月より0.01ポイントの上昇となりました。

現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201809.pdf>

(PDF : 375KB)

【一般職業紹介状況】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212893_00008.html)

- 
- ★配信停止の手続き [https://mhlw.lisaplus.jp/stop\\_form.php](https://mhlw.lisaplus.jp/stop_form.php)
  - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplus.jp/contact.php>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-